

JOMF 派遣医師便り (2015. 6)

◆シンガポール◆

コミュニティー健康アシストスキーム

シンガポール日本人会クリニック

日暮 浩実

シンガポールには The Community Health Assist Scheme (CHAS) という制度があります。これは、シンガポール保健省が主導している制度で、中、低所得の市民が病気の治療を受ける際に、助成金を拠出する制度です。この制度を利用できる条件は①シンガポールの市民権があり、②家庭内の一人当たりの月収が 1800 ドル以下 (1 シンガポールドル≒90 円) であること、および、③Annual value (不動産の価値を政府が決める数値で割ったもの) が 21000 ドル以下の住居に住んでいて収入がない者となっています。ちなみに、この 21000 ドルという額は最も小規模の公団住宅相当の額とのことです。

以前は 40 歳以上という年齢制限もありましたが、2014 年 1 月に撤廃されました。助成金可以利用できる疾患は糖尿病、高血圧、脂質異常症、脳卒中、喘息、慢性閉塞性肺疾患、大うつ病、統合失調症、認知症、双極性障害に加え、2014 年 1 月から変形性関節症、前立腺肥大症、不安障害、パーキンソン病、腎炎・ネフローゼが加わりました。頻度の多い慢性的な疾患が対象となっています。

また、一度 CHAS を利用することが認められると、上記の慢性疾患の他に、腹痛、咳、かぜ、下痢、発熱、頭痛、皮膚感染症、発疹、目の痛み、尿路感染症、等の診療のときにも助成金を得ることができます。また、歯科治療にも使えます。

こうした制度が適応されるのは登録を受けた一般医のクリニックのみですが、国内に 1000 箇所以上存在しています。

助成金の額はかぜなどの一般の急性疾患であれば 18.5 ドル、慢性疾患の場合、疾患が一つなら 1 回 80 ドル、(年間の上限 320 ドル)、複数の慢性疾患または単独でもそれに関連した疾患がある場合 1 回 120 ドル (年間の上限 480 ドル) となっています。歯科治療の場合、どのような治療をしたかによって 11 ドルから 265.5 ドルとなっています。

今後、急速に高齢化が進むことは不可避であるため、そうした時代に向けての対策であると思われませんが、素人の私でも少し心配に思うのは、やはり将来にわたる財源の確保かと思えます。今後の動向が注目されます。